

過去の災害で学ぶ「自然災害伝承碑」 ～災害から身を守る、先人からの教え～

令和元年6月に掲載を開始し、令和5年12月21日時点で、2,068基を公開しています。

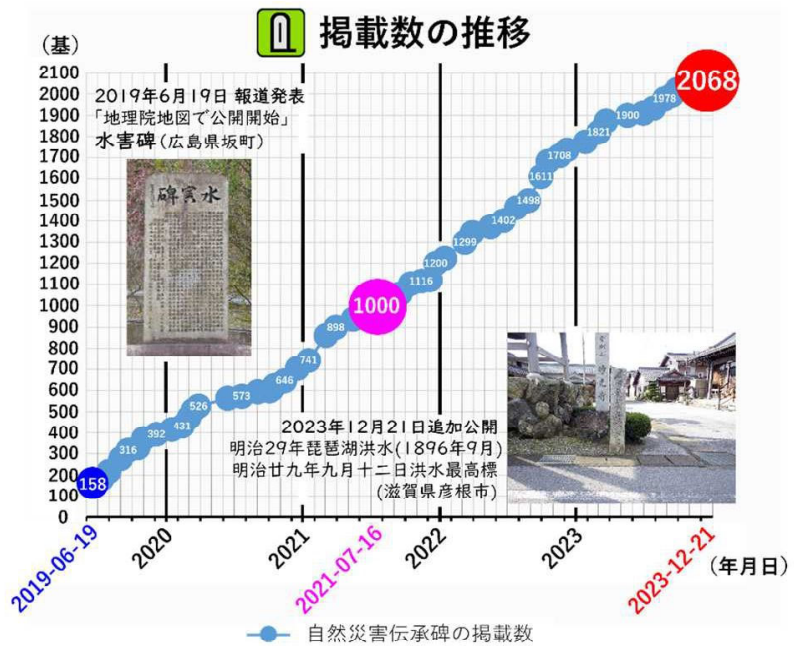
「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した地震、津波、洪水、土砂災害、高潮、火山災害等の**自然災害に関する事柄（災害の様相や被害の状況など）**が記載されている**石碑やモニュメント**です。
- ◆ 自然災害伝承碑の情報を**地理院地図等に掲載**することにより、過去の**自然災害の教訓**を**地域の方々**に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた**的確な防災行動**による**被害の軽減**を目指します。



自然災害伝承碑の取組QRコード

掲載分布図・掲載数の推移



自然災害伝承碑が過去の自然災害を学ぶきっかけづくりとなり、実際に過去の教訓が地域で活用されるよう、ホームページへの利活用事例の掲載を進めてまいります。

地図に掲載されていない自然災害伝承碑に関する情報や防災教育等利活用の御相談は、**最寄りの地方測量部（支所）**へ御連絡ください。

申請の流れはこちら

問い合わせ先【掲載等】： 国土地理院 近畿地方測量部 自然災害伝承碑グループ

Tel: 06-6941-4507 / E-mail: gsi-denshou-06-kk@gxb.mlit.go.jp

問い合わせ先【取組全般】： 国土地理院 自然災害伝承碑グループ E-mail: gsi-denshou+1@gxb.mlit.go.jp



近畿の自然災害伝承碑例

地震・津波（代表事例）

大地震両川口津浪記
(大阪府大阪市)



1854年12月24日の安政南海地震後に発生した津波によって、安治川・木津川等に停泊する船に避難した人々が大きな被害を受けた。1707年に発生した宝永地震の時に起きた同様の災害の教訓が生かされなかったことを、後世への戒めとして残すため建立されている。

南海道地震津波潮位標識
(和歌山県田辺市)



昭和21年（1946）12月21日午前4時19分に発生した南海道地震（昭和南海地震）により襲来した津波の、当地における潮位を記録したもの。田辺港では津波は会津川に沿って遡上し、付近の民家が浸水し、29戸の建物が全壊、54戸が流失した。

慰霊と復興のモニュメント・
1.17希望の灯り
(兵庫県神戸市)



平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災は6,437名の死者・行方不明者を出した。震災を記憶し、復興の歩みを後世に伝え、犠牲者の慰霊と市民への励まし、大規模災害に対する世界的規模での連帯による復興の意義をアピールする。

洪水（代表事例）

明治二十九年洪水石標
(滋賀県大津市)



明治29年(1896)9月3日から12日の間に1008ミリの雨量を記録し県内で死者・行方不明者34名などの大きな被害をもたらしている。碑の下の石垣には、このときの琵琶湖大洪水時の水位が横線で刻まれている。

大塚切れ洪水記念碑
(大阪府高槻市)



大正6年（1917）10月1日、台風による大雨で淀川の水位が上昇し、高槻市大塚町の堤防が200mにわたって決壊した。家屋は流され、倒壊し、死傷者は数十人にのぼった。後世への戒め「居安勿忘危（安楽に暮らしていても、絶対に危機のあることを忘れてはならない）」が碑文に刻まれている。

風災記念碑
(兵庫県尼崎市)



昭和9年（1934）9月21日に阪神間を直撃した室戸台風の暴風雨により、現尼崎市域での死者・行方不明者は146名にのぼった。小田第一尋常小学校（現下坂部小学校）の児童たちは風雨の中を登校したものの、木造校舎が倒壊し多数の児童が下敷きとなり、8名が亡くなった。

土砂災害（代表事例）

山津波復興記念碑
(滋賀県大津市)



昭和10年（1935）6月28日からの豪雨により、翌29日に比叡連峰の一角から土石流が発生し、山中町の集落を飲み込んだ。その被害は流失全壊家屋16戸、半壊10戸、浸水47戸、重軽傷者48名と記録されている。

南山城水害記念碑
(京都府相楽郡南山城村)



昭和28年（1953）8月14日、夕方から降り始めた雨は、段々と勢いを増し、翌15日未明に旧大河原村・旧高山村の各地で大規模な土石流が発生した。中小の河川は土石流に見舞われ、民家や田畑の流失被害も甚大であり、死者・行方不明者は54名にまでのぼった。

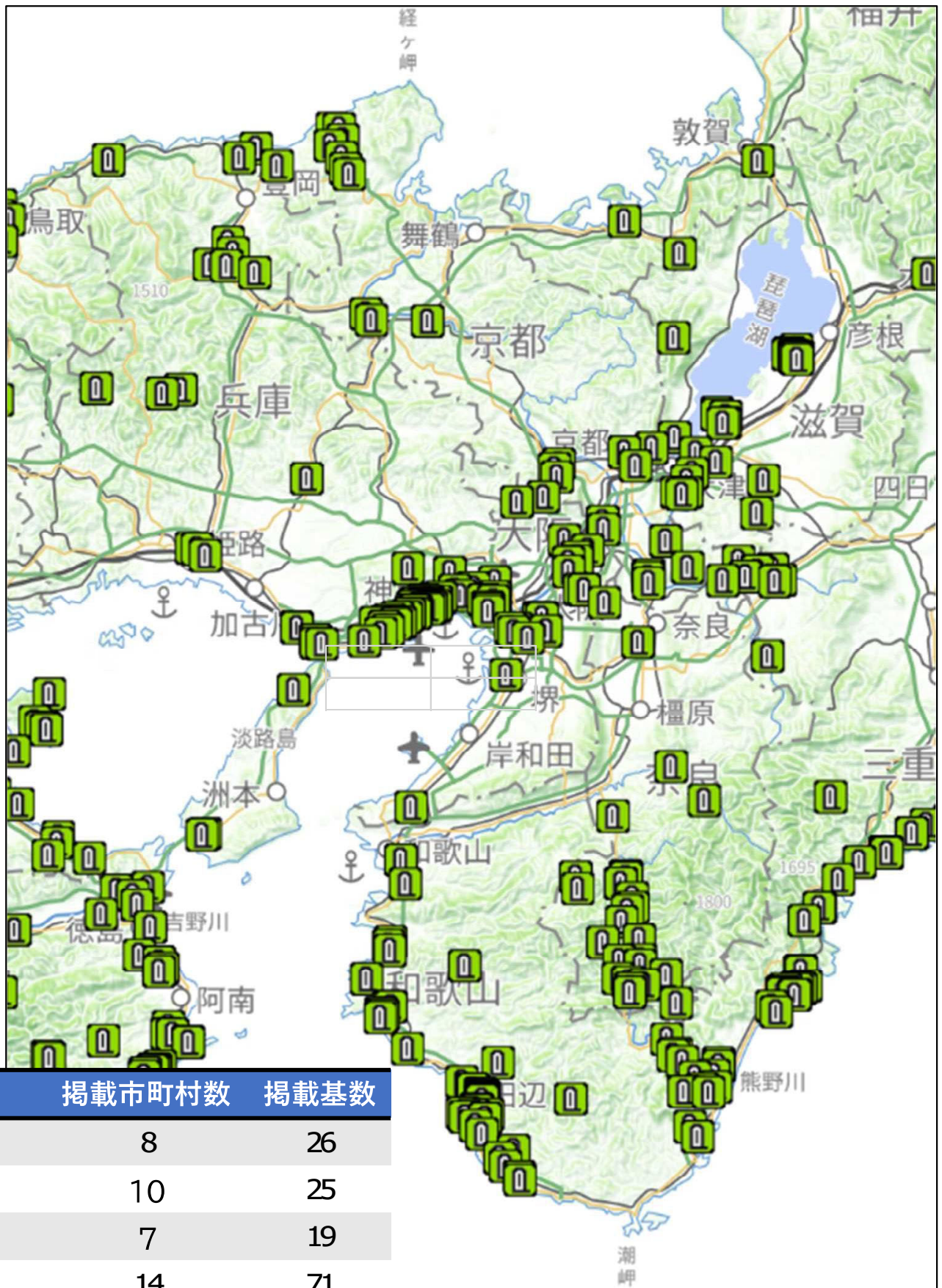
紀伊半島大水害慰霊碑
(奈良県五條市)



平成23年（2011）9月4日、台風23号による豪雨（紀伊半島大水害）により熊野川右岸の山腹が崩落。これにより対岸の宇井地区に土砂や河川の水が到達し、8名が死亡、3名が行方不明となった。この災害を後世に伝え、地域の発展を願って慰霊碑が建立された。

近畿の自然災害伝承碑分布図

2023年12月21日現在



	掲載市町村数	掲載基数
滋賀県	8	26
京都府	10	25
大阪府	7	19
兵庫県	14	71
奈良県	7	29
和歌山県	14	57
合計	60	227

活用イメージ

土地の成り立ちと、先人が伝えてくれた災害履歴を組み合わせ地理院地図で提供

→災害を現実としてイメージ可能に

災害履歴情報



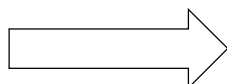
自然災害伝承碑

土地の成り立ち



地形分類

地理院地図上で
重ね合わせ



明治26年大洪水供養塔

明治26(1893)年10月、台風襲来により高梁川や小田川の堤防が決壊した。この大洪水による死者は2百余名と伝えられており、供養塔の頭部は当時の水位となるように建立された。

源福寺境内:岡山県倉敷市真備町

写真提供:中国地方整備局岡山河川事務所



教育分野での活用事例

鳥取県立鳥取西高等学校



鳥取県立鳥取西高等学校の「地理歴史(地理B)」の授業の中で地理院地図に掲載されている**自然災害伝承碑**などを活用しています。

この授業の狙いは、「なぜ、そこに自然災害伝承碑があるのか」を調べることで、地域の地形の特徴、土地利用の変化、過去・近年に発生した自然災害を知り、ハザードマップを使用した災害予測等を学び、住民ひとりひとりの防災行動計画といった「マイ・タイムライン」の作成を通して**生徒の防災意識を高める**こととされています。



取組の詳細

https://www.gsi.go.jp/bousai_chiri/denshouhi.html

地方公共団体による活用事例

秋田県能代市の「地元探訪まちあるき」



秋田県能代市で定期的に行われている「地元探訪まちあるき」において地理院地図に掲載されている**自然災害伝承碑(7カ所)**を探访するイベントを開催。現地ガイドもあり**参加者が地域を歩きながら自然と過去の災害情報に触れる機会を創出**します。

市町村の担当者の皆様へ

自然災害伝承碑は、地方公共団体の皆様からの申請により掲載されます。

市町村管内に自然災害伝承碑が建立されておりましたら、当院まで情報提供くださいますようお願いいたします。

自然災害伝承碑の公開までの手続き

◆ 市区町村→国土地理院へ申請を行う

※地方自治体と連携し、地域の防災力向上を目指す。

① 掲載希望の連絡（市区町村→国土地理院）

※ 国土地理院から申請書類等の提供

② 掲載申請書、申請調書を作成（市区町村）

③ 現地写真の準備（市区町村）

④ 申請書類、写真データの提出（市区町村→国土地理院）※

⑤ 申請のあった情報を取りまとめ地理院地図を更新（月1回程度）

掲載の適否、
掲載内容等を
事前に調整

碑管理者と
掲載可否、
許諾条件等の調整

国土交通省 国土地理院長 殿 ○○県 ○○町長○○○ 自然災害伝承碑 掲載申請書	○○○○ 第○○○号 令和○○年○○月○○日
本町に現存する自然災害伝承碑について、名称や位置情報、伝承内容等の地図等への掲載を下記のとおり申請します。	
記 ① 新規：○○件 ② 追加：○○件 ③ 修正：○○件 ④ 削除：○○件	
なお、別添の現地写真等の利用許諾については別紙のとおり。	
(別 添) ・自然災害伝承碑 申請調書 (令和○○年○○月○○日時点) ・自然災害伝承碑 現地写真	
担当：○○○課 ○○○○係 ○○.○○ 連絡先：○○○-○○○-○○○○ (内線○○○○)	

※ 自然災害伝承碑の調査にあたっては、教育委員会等で編纂されることの多い郷土史を参考にすることも想定されるため、教育委員会からの推薦を得られる場合は、申請書とともに掲載推薦書も提出いただいている（必須ではない）

自然災害伝承碑に該当する碑やモニュメント等の基準

該当する自然災害伝承碑

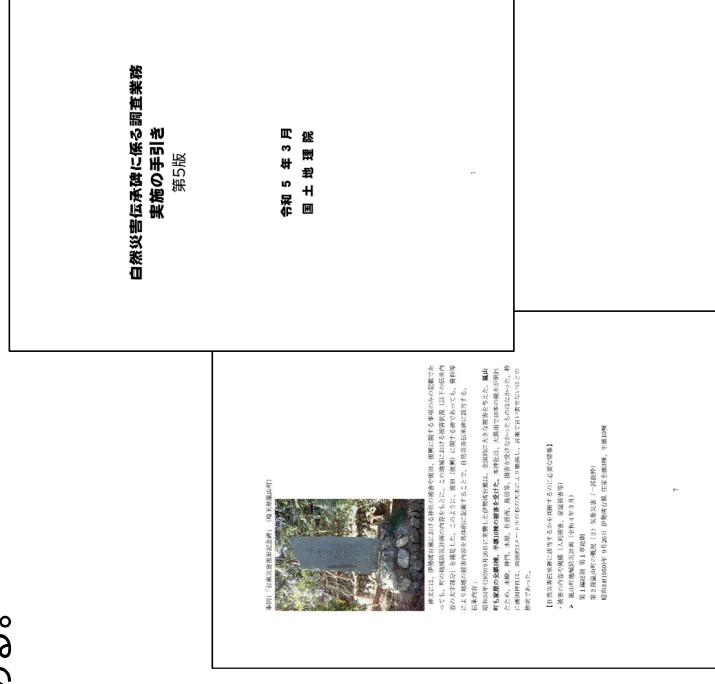
過去に発生した自然災害（洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害等）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメントで、過去に発生した自然災害に関する発生年月日、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、教訓が記載されたもの

- 石碑等に具体的な自然災害の伝承要素の記載がない場合等でも、恒久的な設置を意図した説明板が付随しており、この説明板に該当する具体的な自然災害の伝承要素の記載があれば自然災害伝承碑と判定する場合があります。
- さらに、説明板がなくとも、市区町村史、Webサイト（当該市区町村のサイト、国・都道府県のサイト等）に必要な情報があれば自然災害伝承碑と判定する場合があります。

自然災害伝承碑に該当しない事例

以下については、自然災害伝承碑に該当しないものとして整理しているが、詳しくは最寄りの地方測量部・支所までご相談いただくこととしている。

- 自然災害の伝承要素がない治水事業の完成・竣工記念碑
- 自然災害と直接関係がない慰霊碑や事故の鎮魂碑
- 長期間にわたる降水量の不足によって起こる干ばつに関する石碑等
- 個人の業績をたたえることのみを目的とした顕彰碑
- 寺社、記念館等の施設
- 恒久性に乏しい木製モニュメント、木製の標柱、木造建築物に付属するもの



■自然災害伝承碑候補リスト

(国土地理院近畿地方測量部作成 R6.1.10現在)

	行政コード	府県	市町村	町丁目等	碑名	災害名	災害種別	建立年	伝承内容	地理院調査
1	25203	滋賀県	長浜市	田町104 (虎姫まちづくりセンター)	明治期水害水点標	洪水 (1895年7月30日) 明治29年琵琶湖洪水 (1896年9月)	洪水	2009	明治28年 (1895)、同29年 (1896)、滋賀県は記録的な豪雨に見舞われた。旧虎姫村では、田川の河水停滞により姉川・高時川の水が逆流し、全村の家屋の殆どが水没した。念信寺の日本堂向拝柱には同年の水点標が打ち付けられていたが、寺の移築の際、現在の場所に同年の浸水位置を示す石碑が新たに建立された。	○
2	25212	滋賀県	高島市	新旭町深溝	明治29年琵琶湖洪水水点標	明治29年琵琶湖洪水 (1896年9月)	洪水	2004	明治29年 (1896) 9月、滋賀県内では3日から12日の豪雨で所により1000mmを超える降水量を記録した。琵琶湖の水位は3.76m上昇し、周辺のほとんどの市町村が浸水した。碑には9月7日の当地の洪水時の水位線が刻まれている。	○
3	25213	滋賀県	東近江市	伊庭町	明治二十九年大洪水碑	明治29年琵琶湖洪水 (1896年9月)	洪水	1997	明治29年 (1896) 9月、滋賀県内では3日から12日の豪雨で所により1000mmを超える降水量を記録した。琵琶湖の水位は3.76m上昇し、周辺のほとんどの市町村は浸水による被害にあった。碑には当地で記録した水位が記してある。	○
4	25213	滋賀県	東近江市	小川町 (八宮赤山神社)	浸水位之標	明治29年琵琶湖洪水 (1896年9月)	洪水	不明	明治29年 (1896) 9月3日より降り始めた雨は、7日朝から雷鳴と暴風を伴い12日まで降り続き、10日間の雨量は1,000mmを超えた。小川町では水位が3m84cmとなり、床下浸水の期間が一ヶ月におよび、地区の中心から能登川東小学校付近と山路町が特に水深があった。碑には当時の水位が記されている。	○
5	26100	京都府	京都市	右京区西院高山寺町 (高山寺)	風災慰霊塔	室戸台風			淳和尋常小学校 (西院) の校舎が倒壊し、32名の児童と1名の副尊が亡くなった	○ (調査中)
6	26100	京都府	京都市	東山区今熊野北日吉町 (京都女子大学構内)	師弟愛の像	室戸台風			室戸台風により、大阪の豊津尋常小学校の校舎が倒壊し、京都女子大学の前身である京都女子高等専門学校の卒業生である先生が2人の児童を腕の中に抱きしめたとまま犠牲になった	
7	26100	京都府	京都市	上京区妙蓮寺前町 (妙蓮寺)	慰霊塔	室戸台風		1934	暴風により、西陣尋常小学校の校舎が倒壊し、1階にいた児童521人と職員10人が下敷きになり、41名の児童が亡くなった	○ (調査中)
8	26100	京都府	京都市	上京区阿弥陀寺町? (旧西陣小学校)	昭和九年九月二十一日記念碑	室戸台風		1935	暴風により、西陣尋常小学校の校舎が倒壊し、1階にいた児童521人と職員10人が下敷きになり、41名の児童が亡くなった	
9	26100	京都府	京都市	北区上賀茂御園口町 (御園橋下流左岸の集落地)	水害紀年	昭和10年水害		1936	昭和10年6月28日午後7時頃から降り出した雨は、同日午後10時頃から雨脚を強め、翌29日未明に上賀茂橋が流失、その後御園橋など当時橋の鴨川にかかっていた26橋のうち15橋が流失した。御園橋の流失で、左岸に溜まった流水が川の水の流れを上賀茂地域へと向け、大水が地区を襲った。	
10	26100	京都府	京都市	伏見区羽束師志水町 (羽束師神社境内)	羽束師川と道標?				文化6年 (1809) から17年かけて羽束師川 (人工水路) 工事が完成し、累代にわたる水害からまぬがれ荒廃した土地は耕地に変わった。(個別の災害についてかかれてなごさそで、伝承碑にならないかも)	
11	26100	京都府	京都市	南区吉祥院東浦町	改修之碑 (天神川)			1928	天神川は屈曲し水害の恐れが常にあったので、吉祥院村ではその改修が懸案になっていた。村では大正7年の京都市編入を機に工事に着手し、昭和4年に竣工した。特定の災害について書かれているわけではないよう 一対象外と思われる	